

発信元	琴浦町
担当課	企画政策課
担当者	長尾 敏正
連絡先	０８５８－５２－１７０８
令和８年９月２８日（月）	

- 「琴浦町不動産活用協議会」が設立されます。
- 設立総会后、琴浦町と琴浦町不動産活用協議会とは、定住促進・産業振興に向けた相互連携に関する協定を締結します。

「琴浦町不動産活用協議会」は、不動産の活用を通じ、移住・定住の促進、地域経済の活性化と雇用の創出に寄与することを目的に、民間事業者が自主的に設立・運営する任意団体です。

町は同協議会の活動に協力・連携を行います。

１ 設立総会、連携協定締結式について

- (１) 日 時 令和８年１０月２日（金） １３時００分～１４時３０分
- (２) 場 所 琴浦町役場本庁舎 ２階 防災会議室
- (３) 出席者 琴浦町不動産活用協議会長及び会員、琴浦町長
- (４) 概 要 ○ 設立総会（１３時００分～１４時００分を予定）
○ 相互連携に関する協定締結式（設立総会終了後～１４時３０分を予定）
・ 協定の概要説明【琴浦町企画政策課職員】
・ 協定書署名【琴浦町不動産活用協議会長（設立総会で決定）、琴浦町長 福本まり子】

２ 「琴浦町不動産活用協議会」について

(１) 背景

移住促進に向けた「空き家ナビ」による空き家対策も、空き家情報の更なる収集体制の強化等、課題を抱えています。また、県内外の企業から町への不動産物件に関する問い合わせ等に対し、機動的な対応に向けた不動産情報ネットワークの構築が求められていました。こうした状況を踏まえ、民間事業者が主体となって、空き家の利活用促進と企業誘致に係る不動産情報の提供とを一体的に推進するため、「琴浦町不動産活用協議会」が設立されます。

(２) 目的

空き家対策を通じた地域の安心・安全の確保と不動産の利活用の促進に加え、移住・定住を促進するとともに、企業誘致に関する不動産情報の提供を行うことにより、地域経済の活性化と雇用の創出に寄与すること。

(３) 協議会の構成

町内の宅地建物取引業者、司法書士、行政書士、土地家屋調査士、建築士、解体業者、片付け業者、その他目的達成に寄与する者をもって構成します。

(４) 町との連携

「琴浦町定住促進・産業振興に向けた相互連携に関する協定」を締結し、「空き家ナビ」の運営に関する事務、企業向け不動産情報の紹介に関する事務について、相互に連携して取り組みます。